

# 【個人投資家の皆様へ】

## 平成22年1月から 特定口座(源泉徴収あり)において 上場株式等の配当金等と譲渡損の 損益通算が可能になりました!

◆平成22年1月から、証券会社等の特定口座(源泉徴収あり)において、上場株式等<sup>(※1)</sup>の配当金等<sup>(※2)</sup>が計算対象となり、特定口座(源泉徴収あり)の計算対象である上場株式等の譲渡損との損益通算が可能になりました。

※1 上場株式、上場優先出資証券、上場新株予約権付社債、上場ETF、上場REIT、公募株式投資信託等が対象となります。

※2 公募株式投資信託の収益分配金(特別分配金を除く。)を含みます。なお、大口個人株主(発行済株式の5%以上を保有する個人株主をいいます。)が受け取る配当金、非上場株式の配当金等は対象外となります。

詳細はお取引のある証券会社等の金融機関又は税務署等にご相談ください。

このリーフレットは平成21年12月時点での情報をもとに作成しております。

今後の税制改正等により内容が変更になる可能性もありますので、  
ご注意ください。

平成21年12月発行

## Q. どのような手続をすれば、特定口座(源泉徴収あり)で上場株式等の配当金等を計算対象とすることができますか?

A. 上場株式等の配当金等の支払確定日より前<sup>(※1)</sup>までに、証券会社等との間で以下①②③の手続きを、配当基準日(権利付き最終日)までに④の手続きを行う必要があります。

- ① 特定口座(源泉徴収あり)を開設する<sup>(※2)</sup>
- ② 上場株式配当等受領委任契約を締結する
- ③ 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出する<sup>(※3)</sup>
- ④ 配当金の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択する<sup>(※4)</sup>

※1 詳細は取引先の証券会社等にお問合せください。

※2 「特定口座開設届出書」「特定口座源泉徴収選択届出書」を証券会社へ提出する必要があります。詳細は取引先の証券会社等にお問合せください。

※3 平成21年12月末までに特定口座(源泉徴収あり)を開設している場合は、開始届出書の提出は不要となります。

※4 国内公募株式投資信託等の収益分配金等のみを受け取っている場合は不要です。

## Q. 「株式数比例配分方式」とは、国内上場株式等の配当金をどのように受け取る方法ですか?また、同方式を選択するための制約はありますか?

A. 上場株式等の配当金を、証券会社等の取引口座の株式数(配当基準日現在の株式数)に応じて、証券会社等を通じて受け取る方法です。この方式を選択した場合は、保有する国内上場株式等の配当金等はすべてこの方式で受け取ることになります。

ただし、保有する上場株式等の一部を特別口座<sup>(※5)</sup>にお預けの場合には、この方式を選択することはできません。

したがって、この方式を選択するためには、特別口座<sup>(※5)</sup>にお預けの上場株式等を証券会社等の取引口座に振り替える手続き等を行う必要があります。

※5 株券電子化に伴い、上場株式等を証券保管振替機構に預託していない株主の権利を保全するために、信託銀行等に開設された口座をいいます。

## Q. 特定口座(源泉徴収あり)における、上場株式等の配当金等と譲渡損の通算は、売却や配当金等が支払われる都度、行われるのですか?

A. 上場株式等の配当金と譲渡損の通算は、売却や配当金等が支払われる都度ではなく、年末に行われます。

## Q. 特定口座(源泉徴収あり)において、確定申告は必要ですか?

A. 確定申告は不要です。ただし、損失を翌年以降3年間繰り越す場合、および他の証券会社の取引口座における上場株式等の配当金等や譲渡損益と損益通算する場合には、確定申告が必要です。